



みんなで使う

まちづくりのルール

「江南市市民自治による
まちづくり基本条例」
(その2)

今回は、条例の必要性についてお話しします。

皆さんの家庭は、それぞれに家族構成や収入・資産などの家庭環境が違い、家庭の目標や悩みもそれぞれでしょう。それと同じように、県や市町村も、置かれている環境がそれぞれ異なり、その住民の要望や地域課題もさまざまです。

そのため、国が一律に地方のことを決めるよりも、それぞれの自治体が、その実情に応じたまちづくりを行うことが効率的であり、きめ細かな対応も可能となります。

地方自治の基本骨格は、す

でに憲法や地方自治法に定められていますが、それらは全国
の自治体が基本的に満たすべき基本骨格です。

しかし、市を取り巻く環境の変化や市民ニーズに十分対応して、満足度が高いまちづくりを進めるためには、市の実情を踏まえた住民自治の在り方を、基本骨格に張り付ける血肉として形作っていく必要があります。

その形を条例化したものが、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」です。

基本条例を読むと、「当たり前のことが書いてある」と思われる部分もあるかもしれませんが、このまちづくりのルールを、「みんなで確認し共有する」ため、改めてまちづくりの理念、制度、原則について明らかにしています。



問合せ

23)

地域協働課（内線3